

御殿場市・小山町共通指定ごみ袋  
販売店の申請と販売等について

御殿場市・小山町広域行政組合

## はじめに

御殿場市・小山町広域行政組合では、指定ごみ袋制度の円滑な推進と市町民の利便性向上を図るため、市、町内の店舗（個人又は法人）と廃棄物（ごみ）処理手数料の徴収（指定ごみ袋の販売）に関する委託契約を締結することによって、その店舗の代表者に廃棄物処理手数料の徴収を委託し、併せて指定ごみ袋の交付（販売）をお願いしています。

つきましては、廃棄物処理手数料徴収（指定ごみ袋の販売）委託契約締結店舗の代表・担当者には、本誌に記載された事項を十分理解のうえ、業務の円滑な推進が図れますよう特段のご配慮とご協力をお願いいたします。

## 1. 指定ごみ袋制度の概要

家庭等から排出される可燃ごみや不燃ごみを出す方は、指定ごみ袋販売店で、希望する指定ごみ袋の種類及び容量に応じて、廃棄物の処理手数料(販売料金)を支払い、指定ごみ袋を購入します。

## 2. 指定ごみ袋の販売価格と購入価格

### (1) 販売価格

種類	容量	販売単位	販売価格 (税込)
可燃ごみ (黄緑色)	20 リットル	1 組 (10 枚入)	130 円
	30 リットル	1 組 (10 枚入)	200 円
	45 リットル	1 組 (10 枚入)	300 円
不燃ごみ (水色)	20 リットル	1 組 (10 枚入)	130 円
	30 リットル	1 組 (10 枚入)	200 円
	45 リットル	1 組 (10 枚入)	300 円

### (2) 販売店の購入(仕入)価格

種類	容量	単位	販売価格	販売手数料	購入価格
可燃ごみ (黄緑色)	20 リットル	50 組	6,500 円	1,500 円 (3 円/枚)	5,000 円
	30 リットル		10,000 円		8,500 円
	45 リットル		15,000 円		13,500 円
不燃ごみ (水色)	20 リットル	25 組	3,250 円	750 円 (3 円/枚)	2,500 円
	30 リットル		5,000 円		4,250 円
	45 リットル		7,500 円		6,750 円

※販売及び購入(仕入)価格は、消費税込みの価格です。

## 3. 指定ごみ袋販売店の申込み手続き

指定ごみ袋販売店の指定を受けるには、次の手続きが必要となります。

### (1) 申込み書類の提出

① 御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店指定申込書

② 添付書類

#### 【会社(法人)の場合】

- ・定款(コピー)又は登記簿謄本(発行日より3カ月以内)、若しくは発行日の3ヶ月以内であるコピーは可とする
- ・直近の納税証明書(法人市町県民税)

※発行から3ヶ月以内のもので、滞納のないことを証明できるもの

- ・店舗又は事務所の配達先が分かる案内図

・【個人の場合】

身分が証明出来る運転免許証（裏表）やパスポート、マイナンバーカードなどの、顔写真が載っているもの（コピー）

- ・直近の納税証明書の原本（市（町）県民税）

※ 発行から3ヶ月以内のもので、滞納のないことを証明できるもの

- ・店舗又は事務所の配達先が分かる案内図

契約形態別 申込書類表

契約形態 提出書類	法人契約			個人契約	
	店舗別契約	本社契約	複数店舗	個人契約 (1店舗)	個人契約 (複数店舗)
申込書	店舗	店舗	店舗別	店舗	店舗別
登録台帳	必要	必要	店舗別に 提出	必要	店舗別に 提出
定款 (コピ-)	必要	必要	必要 (本社分)	-	-
登記簿謄本 〔3ヶ月以内〕 コピ-可能	定款がない とき提出	定款がない とき提出	定款がない とき提出	-	-
身分証明書 〔運転免許証・ パスポートの写し〕	定款、登記 簿謄本とも に ない場合	-	-	必要	必要
納税証明書	必要	必要	必要	必要	必要
地図・案内図	店舗案内図	店舗案内図	店舗別の 案内図	店舗案内図	店舗別の 案内図

(2) 申込み書類の提出先

「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店指定申込書」に必要事項を記入のうえ、土、日、祝日を除く平日8時30分から17時15分までの間に、資源循環課まで直接又は郵送で提出してください。なお、持参する場合に限り、御殿場市役所分館1階 事務局 庶務課に提出することができます。

【提出先】

御殿場市・小山町広域行政組合 事務局 資源循環課 管理スタッフ  
〒412-0048 御殿場市板妻 862-15 富士山エコパーク焼却センター内  
電話 0550-88-3776 FAX 0550-88-3830

(3) 申込み書類の審査及び委託契約

組合は、申込書を審査し、申込者が次の条件を満たし、申込書の内容が適当と認められた場合は、申請者を「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店」に指定し、委託契約を締結します。

- ① 御殿場市、小山町内に店舗を有すること。
- ② 法人市（町） 民税又は個人市（町） 民税の滞納がないこと。
- ③ 営業に関し、法令に違反した行為がないこと。

◎後日、「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売業務委託契約書」を御殿場市・小山町広域行政組合から送付いたします。

必要事項を記入し押印後、2部提出してください。

なお、2部のうち1部のみ収入印紙を貼り付けてください。

※ 収入印紙（200円）のご負担をお願いします。

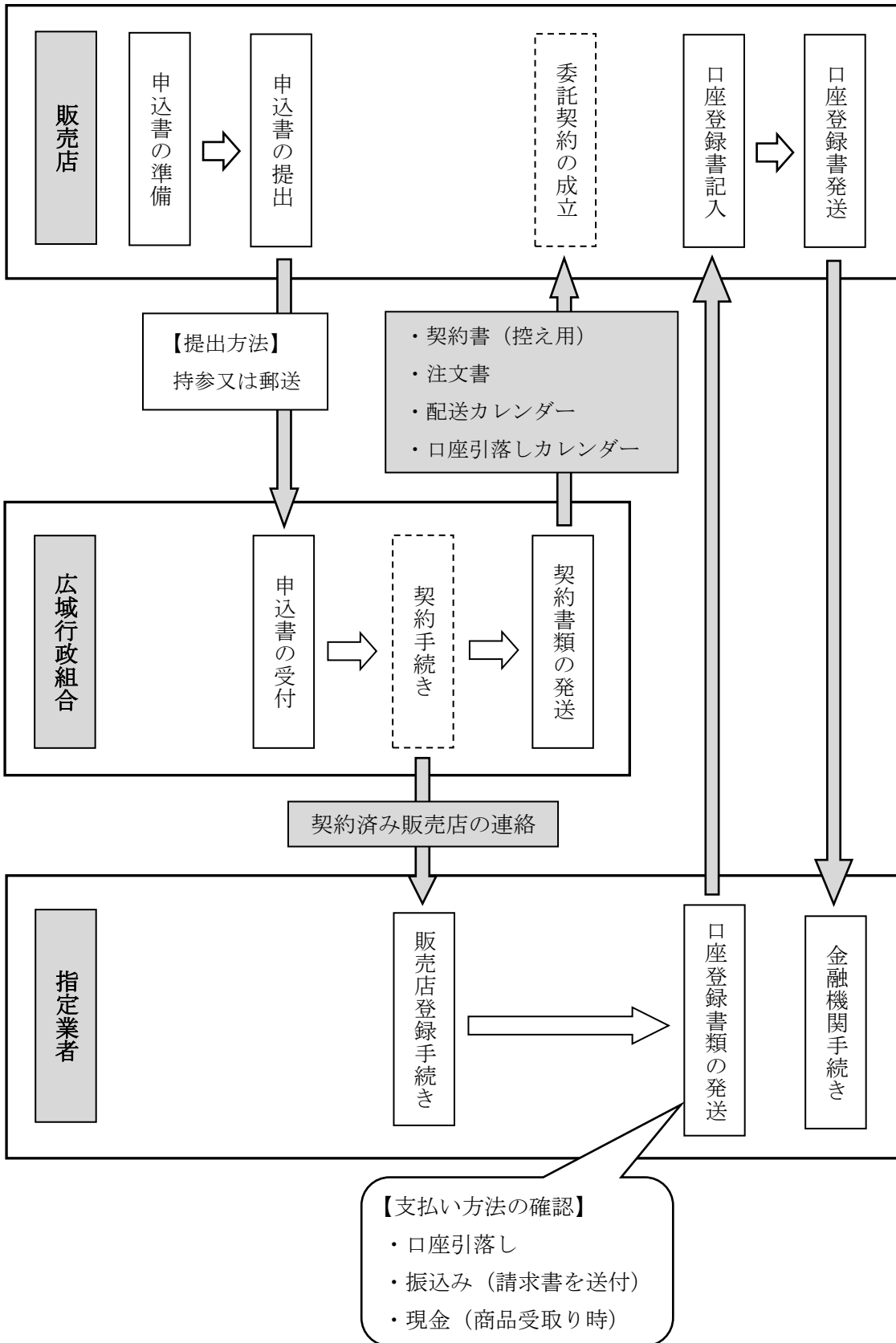
- ・送付時に、「指定ごみ袋販売店舗登録台帳」を同封いたしますので、必要事項を記入し合わせて提出してください。

(4) 委託契約の締結後

委託契約の締結後、次の書類を組合から郵送します。

- ① 管理者印を押印した契約書（1通） ※販売店控え
- ② 注文書（FAX注文用）
- ③ 配送カレンダー
- ④ 販売代金口座引落としカレンダー

## 申込みの手順と流れ



#### 4. 委託業務と期間中の変更・取消し

廃棄物処理手数料徴収業務の委託期間は、契約日から翌年の3月31日までとしていますが、契約期間満了の日の30日前までに解約（取消）の申し出がないときは、更に1年間契約を継続します。

この契約期間内に「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店申込書」の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店変更届」に必要事項を記入の上、組合に提出してください。

また、委託期間の途中で都合により販売店の指定の取消しを受けようとする場合は、「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店取消届」を組合に提出し、管理者の承認を得なければなりません。

この承認を得た場合は、「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売業務委託契約」は解除（取消）されたものとみなします。

また、「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売業務委託契約」の記載事項に該当したときは何らかの通知催告を要せず、契約を解除（取消）することがあります。

なお、一度取消届を提出し、管理者の承認を受けた店舗は、再び指定を受けることは難しくなりますので、ご了承ください。

※「御殿場市・小山町共通指定ごみ袋販売店変更届」の提出時には、変更事項等に関する内容確認ができる書類も提出してください。

#### 5. 委託業務の内容

##### (1) 指定ごみ袋の販売（交付）

廃棄物処理手数料（指定ごみ袋の販売料金）を徴収したときは、その販売代金に応じた指定ごみ袋を販売（交付）してください。

※ 指定ごみ袋は、値引きやバーゲン品等として扱うことはできません。

※ 廃棄物処理手数料であるため、一般の商品とは性質が異なるので、ポイント等の対象にしないでください。

※ イベントの景品やポイントの交換対象にしないでください。

※ 指定ごみ袋を販売後に領収書を求められた場合は、発行することができます。

##### (2) 指定ごみ袋の注文（発注）と納入（配送）

指定ごみ袋の注文は、組合の指定した製造・配送及び手数料徴収業者（以下「指定業者」という。）に電話又はFAXで直接注文してください。

※ 注文書は、契約書（販売店控え）と一緒に郵送にて送付します。

##### 【可燃ごみ】

- ・ 20リットル 1箱 500枚入（1セット10枚入×50セット）
- ・ 30リットル 1箱 500枚入（1セット10枚入×50セット）

- ・ 45リットル 1箱 500枚入（1セット10枚入×50セット）

**【不燃ごみ】**

- ・ 20リットル 1箱 250枚入（1セット10枚入×25セット）
- ・ 30リットル 1箱 250枚入（1セット10枚入×25セット）
- ・ 45リットル 1箱 250枚入（1セット10枚入×25セット）

※ 注文単位は、各種類とも1箱（可燃50セット又は不燃25セット）単位となります。

① 注文受付時間

電話による注文は、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで受け付けます。FAXによる注文は、24時間受付可能です。

※ 注文の締め切りは、第1週、第3週の月曜日です。

② 納入（配送）方法

組合の指定する委託業者が、注文を締め切った週の水、木、金曜日のいずれかの日に、販売店へ直接、指定ごみ袋を納入します。

※ 祝日などにより変更になる場合があります。

※ 配達日と時間の指定はできません。

**【締切と配送表】**

日	月	火	水	木	金	土
	◎		○	○	○	
	◎		○	○	○	

(3) 指定ごみ袋代金の納入と販売手数料の支払い

① 指定業者は、あらかじめ販売店が指定する銀行口座より当月分の指定ごみ袋代金を引落としとします。

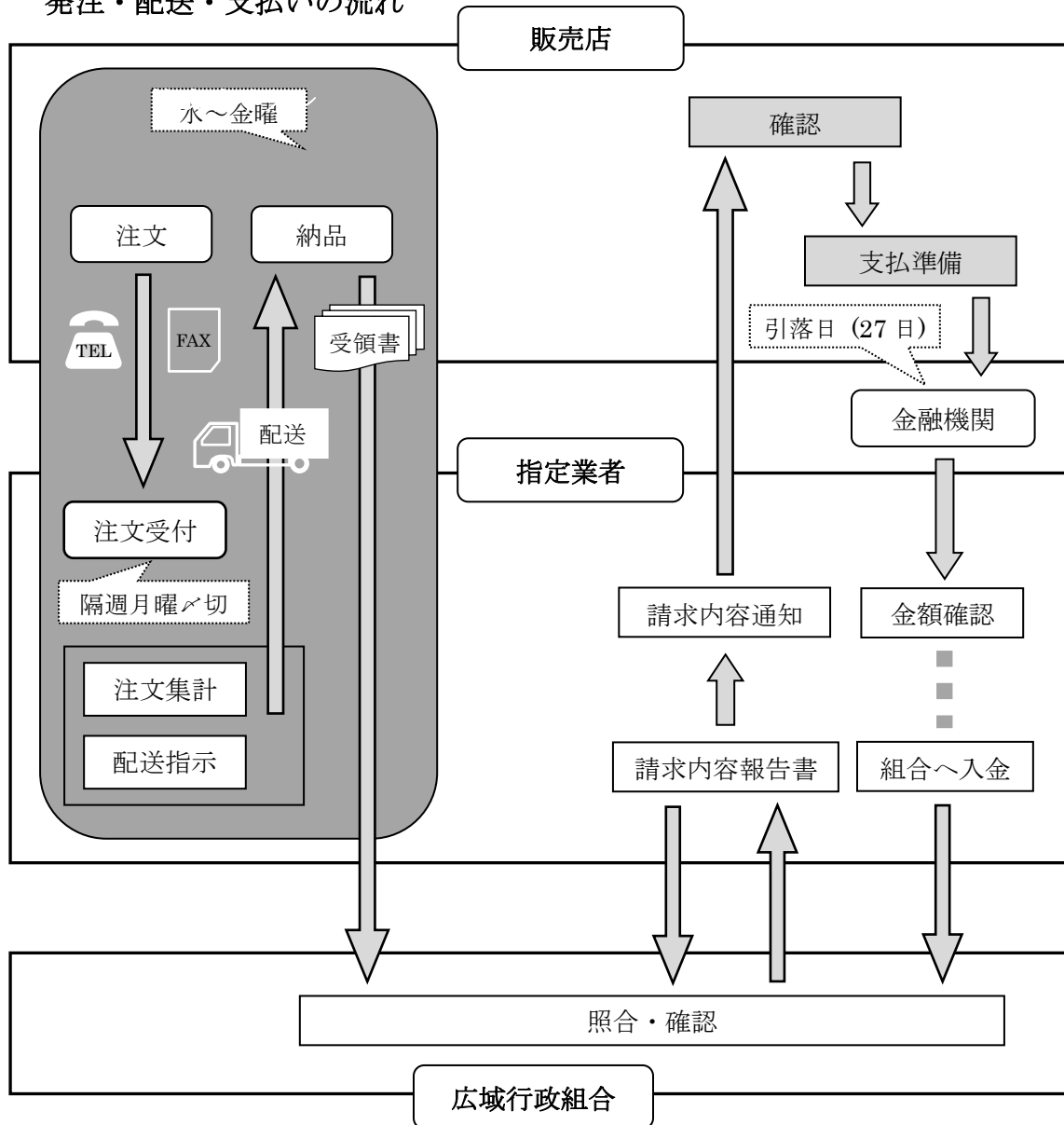
- ・ 口座引落とし（指定業者負担） ※27日引落とし
- ・ 口座振込み（振込み手数料は販売店負担）
- ・ 現金支払い（納入時払い、後日集金等は、指定業者とご相談ください。）

② 組合は委託契約に基づき、販売店に対し、指定ごみ袋販売手数料を支払います。この手数料は、指定ごみ袋の納入枚数に応じて計算され、その額は3円/枚（30円/組）です。

※ 支払いは、指定ごみ袋の代金を納入（口座引落とし）する際に、販売手数料を差し引いた額で納入していただく方法（繰替払方式）で行います。



発注・配送・支払いの流れ



(4) 消費税の取扱いについて

① 指定ごみ袋の販売

指定ごみ袋の販売価格は、消費税込みの価格です。

② 組合が販売店に支払う販売手数料

指定ごみ袋を販売（交付）したことに對して、組合から販売店に支払う販売手数料（30円／組）は、消費税課税売上げとして処理してください。

(5) 業務状況等の報告

販売業務委託の状況を把握するため、販売店に状況報告の指示をしたときは、組合に報告をお願いします。

(6) その他留意事項

- ① 販売店は、指定ごみ袋の納入時には必ず検品をしてください。
- ② 指定ごみ袋の盗難については、販売店の責任において処理してください。
- ③ 指定ごみ袋の所有権は、組合又は組合の指定する委託業者が販売店に引き渡したときに、組合から販売店に移転します。
- ④ 過剰な仕入により生じた指定ごみ袋は、所有権が店舗側にあるため、返品はできません。また、一旦店舗に収めた指定ごみ袋も、所有権が店舗側にあるため、在庫となった指定ごみ袋の返金はできません。
- ④ 取扱う指定ごみ袋の種類は、販売店にお任せしています。